

説明書

委託業務名	佐賀県移住施策に関する WEB 広報等業務		
1. 履行期間	契約締結の日～ 令和 9 年 3 月 24 日（水）	2. 履行場所	佐賀県地域交流部さが 創生推進課移住支援室が 指定する場所
3. 契約上限額	3,000 千円	4. オリエンテーシ ョン参加申込期限	令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 1 時まで
5. オリエンテーシ ョン	令和 8 年 9 月 9 日（水） 午前 10 時	6. 仕様書等に対す る質問書提出期限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 1 時まで ※回答は県 HP にて 9 月 14 日（月）17 時までに掲載
7. 参加資格確認 申請書提出期限	令和 8 年 9 月 15 日（火） 午後 5 時まで	8. 提案書提出期限	令和 8 年 9 月 30 日（水） 午前 11 時まで
9. 書面審査	令和 8 年 10 月 2 日（金）	10. 最優秀提案者 の決定	令和 8 年 10 月 7 日（水）

1 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書（様式第2号） 1 部

イ 誓約書（様式第3号） 1 部

ウ 実績書（様式第4号） 1 部

エ 会社概要（パンフレットで可） 1 部

※ 「誓約書」の氏名の欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者（所属長レベルを想定）の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名及びふりがなを記名とすることができる。その場合にあっては、当該責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面（名刺可）を添付すること。

※ 「実績書」に記載した内容が確認できる書類（契約書等の事業名、相手方が確認できる頁の写し等）を添付すること。

- (2) 申請書等の提出は郵送による。なお、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第 1 号に記入の上、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（任意様式）・・・正本1部 副本5部
- イ 提案書（様式第5号）・・・6部
- ウ 実施スケジュール案・・・6部
- エ 業務体制表・・・6部
- オ 見積書・・・6部

(2) 作成に当たっての注意事項

- ア A4横長左綴じ（ホチキス留め）
- イ 正本についても、代表者印の押印は必要ない。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提案書は郵送による提出とし、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法としなければならない。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 審査について

本業務はWEB広告の企画及び運用を行うものであり、広告クリエイティブや広報戦略について、閲覧者に対して資料のみで効果的に訴求できる内容であることが重要である。このため、提案者の説明能力ではなく、提出された企画提案書自体の完成度及び訴求力を評価する観点から、プレゼンテーション審査は実施せず、書面審査により選定を行うものとする。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点は、評価点の合計の満点の6割の点数とし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会の会長が決定する。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公告・公示の写し
- (2) 参加資格確認申請書の様式
- (3) 誓約書の様式
- (4) 実績書の様式
- (5) 提案書の様式
- (8) 契約書（案）
- (9) 仕様書
- (10) 仕様書等に対する質問書の様式

10 問い合わせ

担当課	佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室
住所	840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話番号	0952-25-7393
電子メールアドレス	sagaiju@pref.saga.lg.jp